

六 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識	普通自動車免許に係る技能検定 員審査	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る技能検定員審査	一千二百円
第一条第三項の表の備考一中「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査について は千百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百五十円」を「 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三千七百五十円 を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については九百五十円を、特定第一種運転 免許に係る技能検定員審査については五千円」に、「三千五百円」を「三千二百 五十円」に改め、同表の備考二中「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査につい ては三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円」を「大 きな車両の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車第三種免許等に係る 技能検定員審査	三千二百円	一千二百円
二条第三項に規定する 事業及び自動車運輸代 行業の業務の適正化に 関する法律（平成十三 年法律第五十七号）第 二条第一項に規定する 自動車運転代行業に關 する法令についての知 識	大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	二千円	一千五百円

型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円】に改め、同条第四項の表を次のように改める。

型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

		審査細目		区分		手数料の額から減ずる額	
三 学科教習に必要な教	大型自動車免許又は中型自動車	二 技能教習に必要な教 習の技能	一 教習指導員として必 要な自動車の運転技能	普通自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査	大型自動車免許又は中型自動車 免許に係る教習指導員審査	四千四百五十円	四千四百五十円
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	四千八百円	三千三百五十円	
教習指導員審査	大型自動車第一種免許等に係る 教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導 員審査	一千三百円	一千三百五十円	一千三百五十円	一千三百五十円	
教習指導員審査	大型自動車第二種免許等に係る 教習	特定第一種運転免許に係る教習	一千円	一千三百円	一千三百五十円	一千三百五十円	

	指導員審査
七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第	大型自動車第一種免許等に係る教習指導員審査 二千七百五十五円
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	2 この条例の施行前にした知事に対する申請等にかかる手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一及び別表第二の規定にかわらず、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	3 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の奈良県保健環境研究センター手数料条例に規定する検査の申込みをしている者の当該検査に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	4 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の奈良県工業技術センター条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	5 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県工業技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしてている者の当該試験に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県畜産技術センター及び奈良県畜保健衛生所手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	6 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県畜産技術センター及び奈良県畜保健衛生所手数料条例に規定する施術の申込みをしている者の当該施術に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	7 この条例の施行の際現に第六条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(奈良県警察手数料条例第十条の改正規定 平成十九年六月一日)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	二 第八条中奈良県警察手数料条例第十条の改正規定 平成十九年六月一日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	三 第一条中奈良県手数料条例の別表第一の改正規定(同表の百四十七の六の項の次に次のように加える部分、同表の百四十八の項及び百四十九の項の改正規定並びに同表の百四十九の項の次に次のように加える部分に限る。) 平成十九年七月一日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	四 第一条中奈良県手数料条例の別表第一の改正規定(同表の三百五十七の項の改正規定、同表の三百五十九の項の次に次のように加える部分、同表の三百五十八の項
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	5 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	一 第八条中奈良県警察手数料条例第五条の二の改正規定 平成十九年六月一日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	二 第八条中奈良県警察手数料条例第十条の改正規定 平成十九年六月一日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	三 第一条中奈良県手数料条例の別表第一の改正規定(同表の百四十七の六の項の次に次のように加える部分、同表の百四十八の項及び百四十九の項の改正規定並びに同表の百四十九の項の次に次のように加える部分に限る。) 平成十九年七月一日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	4 第一条中奈良県手数料条例の別表第一の改正規定(同表の三百五十七の項の改正規定、同表の三百五十九の項の次に次のように加える部分、同表の三百五十八の項
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	5 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	6 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県畜産技術センター及び奈良県畜保健衛生所手数料条例に規定する施術の申込みをしている者の当該施術に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	7 この条例の施行の際現に第六条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なぞ従前の例による。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	8 道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第十四条に規定する者に対する改正後の奈良県警察手数料条例第十条第二項の規定の適用については、同項の表三の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	法律(平成十六年法律第九十号)第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同項の表十四の項(法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	平成十九年三月十九日
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	奈良県条例第三十七号
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年十月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第一条中「第一百四十二条第八項」の下に「、第一百四十一条第十一項」を、「使用」の下に「、法第四十二条第一項第三号のピラ(奈良県知事の選挙の場合は限る。以下「選挙運動用ピラ」という。)」の作成」を加える。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第二条中「(以下)の下に「この条、第四条、第五条、第六条及び第八条において」を加える。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第五条の次に次の三条を加える。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(選挙運動用ピラの作成の公費負担)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第五条の二 奈良県知事の選挙における候補者は、第五条の四各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ピラの作成枚数(当該作成枚数が法第四十一条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ピラを無料で作成することができます。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(選挙運動用ピラの作成の契約締結の届出)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第五条の三 前条の規定の適用を受けようとする者は、ピラの作成を業とする者との間において選挙運動用ピラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	(選挙運動用ピラの作成に係る公費の支払)
二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	第五条の四 奈良県は、奈良県知事の選挙における候補者(前条の届出した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべ

き金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条の二後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭
 二 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

附 則

この条例は、平成十九年三月二十二日から施行し、この条例による改正後の奈良県議

会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同日以後その期日を告示される奈良県知事の選挙について適用する。

奈良県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十九日

奈良県条例第三十八号

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

ようにより改正する。

第一条 「平成十年法律第百四十四号」の下に「以下「法」という。」を加える。
 第二条を次のように改める。
 （設置等）
 第二条 法第十四条第一項の規定により置くこととされる協議会は、次のとおりとする。

（設置等）
 第二条 法第十四条第一項の規定により置くこととされる協議会は、次のとおりとする。

保健所

協議会

郡山保健所	郡山保健所感染症診査協議会
保健所	協議会

2 法第二十四条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる二の保健所について、同表の下欄に掲げる協議会を置く。

葛城保健所及び内吉野保健所	葛城・内吉野保健所感染症診査協議会
桜井保健所及び吉野保健所	桜井・吉野保健所感染症診査協議会

第七条中「の議事手続その他」を「に關し」に改め、同条を第十一条とする。
第六条中「その置かれた」を「次の各号に掲げる協議会の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第十一条とする。
一 郡山保健所感染症診査協議会 郡山保健所
二 葛城・内吉野保健所感染症診査協議会 葛城保健所
三 桜井・吉野保健所感染症診査協議会 桜井保健所

奈良県自転車競技条例の一部を改正する条例	奈良県自転車競技条例の一部を改正する条例
奈良県自転車競技条例の下に「又は社団法人全国競輪施行者協議会」を加える。	奈良県自転車競技条例の下に「又は社団法人全国競輪施行者協議会」を加える。
奈良県条例第三十九号	奈良県条例第三十九号
奈良県知事 柿 本 善 也	奈良県知事 柿 本 善 也
平成十九年三月十九日	平成十九年三月十九日

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

名 称	位 置
奈良県立奈良朱雀高等学校	奈良市
奈良県立西の京高等学校	奈良市
奈良県立平城高等学校	奈良市

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十二年十月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第一條 収協議会は、委員長が招集し、委員に日時及び場所をあらかじめ通知しなければならない。
（会議）
第二條 協議会は毎月二回開催する。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
第三條 収協議会は、委員長が招集し、委員に日時及び場所をあらかじめ通知しなければならない。
（名称及び位置）
第二条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十二年十月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第一條及び第三条を次のように改める。
（名称及び位置）
第二条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。